

変更（廃止）届の届出について

※変更（廃止）届出書は正副2部提出してください。

※変更後10日以内（法人で登記事項証明書の添付を必要とする場合は30日以内）に提出してください。

※変更届を郵送により提出する場合は、下記アまたはイの封筒を同封してください。

<p>ア 許可証の書き換えが生じる場合（下表の証書換欄が「あり」の場合）・・・新しい許可証及び副本を送付するためのA4紙が入る大きさの封筒（レターパックプラスも可）</p> <p>*送付先を記入し、下記の料金の切手を貼付してください。簡易書留で送付します。</p> <p>切手の料金＝簡易書留料金〔320円〕＋定型外郵便料金〔封筒＋許可証(10g/枚)＋副本の合計重量分〕</p>
<p>イ 許可証の書き換えが生じない場合・・・副本を送付するための封筒（レターパックも可）</p> <p>*送付先を記入し、封筒の重さ＋副本の重さに相当する定型外郵便料金の切手を貼付してください。普通郵便で送付します。</p>

※添付書類

業種	変更する事項	添付する書類	証書換
共通	・主たる事務所の所在地 →住居表示の変更も含む	<input type="checkbox"/> 本籍地記載の住民票(個人の場合) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(法人の場合本店所在地の変更があったとき) <input type="checkbox"/> 許可証の写し	あり
	・法人の名称 ・法人組織形態の変更 (例：有限会社→株式会社)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 許可証の写し	あり
	・個人の名前	<input type="checkbox"/> 本籍地記載の住民票 <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 <input type="checkbox"/> 許可証の写し	あり
	・法人の代表者	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(法人のみ) <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 本籍地記載の住民票(新規に就任した者) <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書(新規に就任した者) <input type="checkbox"/> 会社の組織図、廃棄物処理に係る契約締結権限を有する者であることを証する書類(政令使用人の場合) <input type="checkbox"/> 許可証の写し(代表者の場合)	あり
	・法人の役員 ・政令で定める使用人 ・法定代理人 ・5%以上の株式を有する株主 又は5%以上の出資者	<input type="checkbox"/> 本籍地記載の住民票(新規に就任した者) <input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書(新規に就任した者) <input type="checkbox"/> 会社の組織図、廃棄物処理に係る契約締結権限を有する者であることを証する書類(政令使用人の場合) <input type="checkbox"/> 許可証の写し(代表者の場合)	なし
	・処理業の廃止	<input type="checkbox"/> 許可証原本	返納
収集・運搬	・車両（増車、減車、ナンバーの変更等） ・船舶（増船、減船）	<input type="checkbox"/> 車検証の写し ※電子車検証の交付を受けている場合は、自動車検査証記録事項の写し ※船舶の場合は船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し <input type="checkbox"/> 他人名義の車両を借用している場合は、使用承諾書 ※原則として車検証の使用者欄(所有者と使用者が同一で使用者欄が空欄の場合は所有者欄)に記載された者からの1年以上の使用承諾が必要 <input type="checkbox"/> 車(船舶)の写真 <input type="checkbox"/> 車両一覧表(船舶の場合もこれを代用) ※増車の場合で新たに駐車場を利用する場合は、駐車場の変更も必要	なし
	・駐車場	<input type="checkbox"/> 駐車場の案内図(付近の見取図)及び配置図 <input type="checkbox"/> 駐車場の使用権を証する書類	なし
	・積替え保管施設に関する事項	<input type="checkbox"/> 積替え保管施設に関する書類 ※事前に施設指導係にご相談ください。	場合による
中間処理	・中間処理施設に関する事項	<input type="checkbox"/> 中間処理施設に関する書類 ※事前に施設指導係にご相談ください。	場合による

※許可証の書き換えが生じた場合は、新たな許可証を受領次第、すみやかに旧許可証原本を郵送または持参により返納してください。

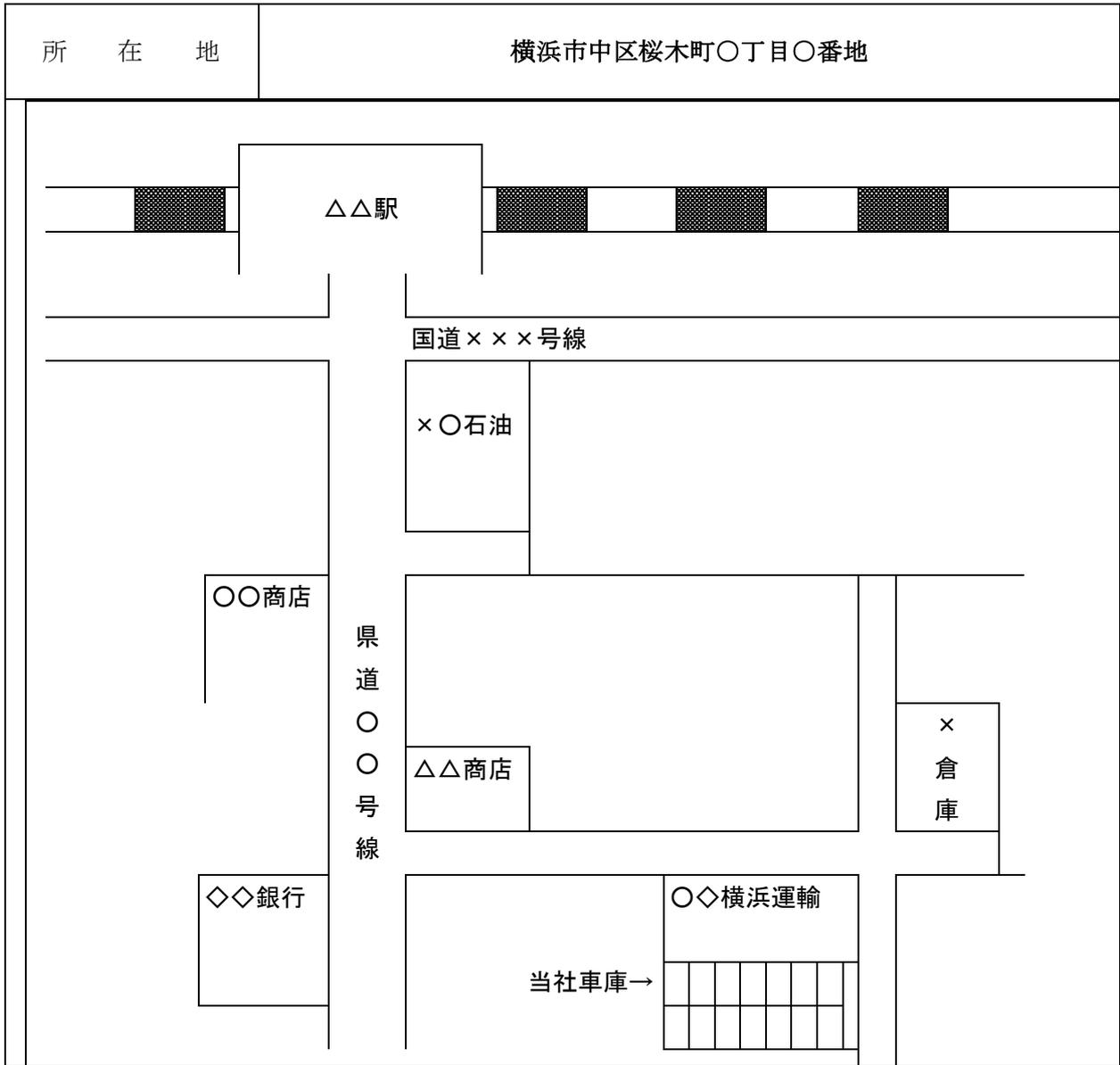
変更届提出及び旧許可証の返納先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎23階

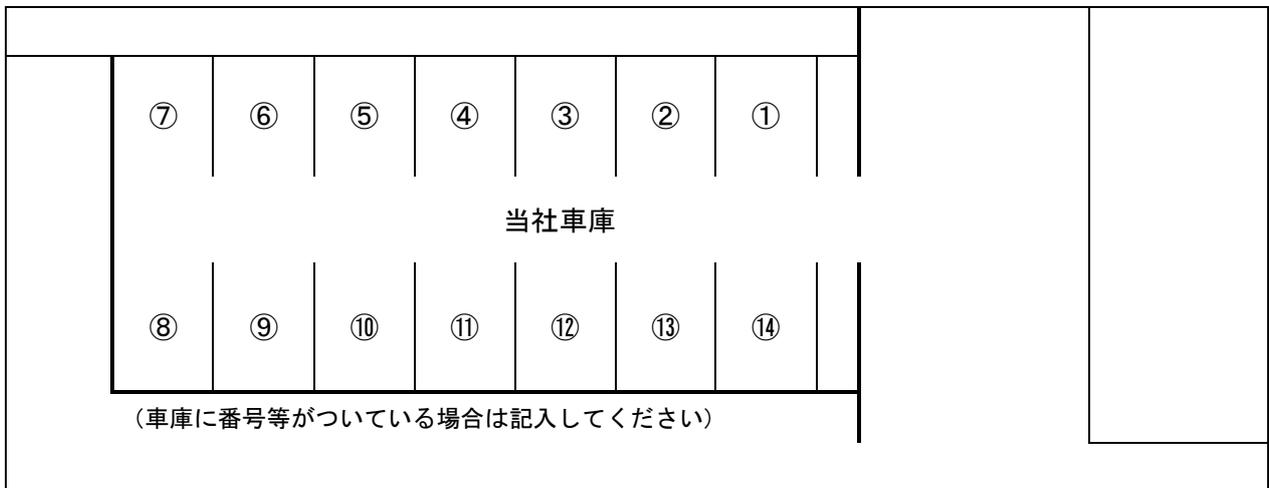
資源循環局 事業系廃棄物対策課 処理業指導係

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	横浜 100 い 〇〇〇〇	8,000	株式会社〇◇横浜運 輸	
2					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> クレーン設備、保冷設備等の付帯設備がある場合は、 備考欄に記載してください。 </div>
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	横浜市中区桜木町〇丁目〇番地				
駐車場の所在地	横浜市中区桜木町〇丁目〇番地 ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容 量	備 考		
ケミカルドラム缶	廃油、廃酸、廃アルカリ	0.2m ³			
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 容器一つあたりの容量を記載し てください。 </div>		

駐車場の案内図(付近の見取図)



駐車場の配置図



運搬車両の写真

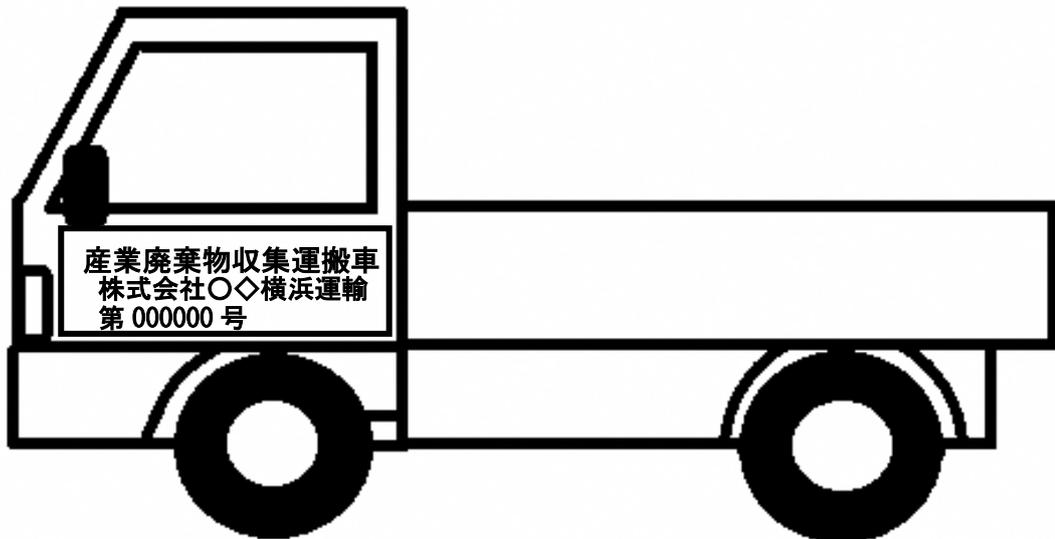
- ・車両の前面（真正面）を撮影すること。
- ・ナンバープレートが確認できること。

自動車登録番号又は車両番号 横浜 100
い 〇〇〇〇

前
面
写
真



側
面
写
真



- ・車両の側面（真横）を撮影すること。
 - ・名称等の車体の表示が確認できること
- 〔既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号（下6桁）」）が表示されていること〕

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和元年 5 月 1 日

横 浜 市 長

申請者

住所 横浜市中央区住吉町〇丁目〇番

氏名 株式会社〇◇横浜運輸
代表取締役 横浜 太郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

<作成例>

政令使用人に係る証明書

令和元年5月1日

横浜市長

次の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定される使用人であることを証明します。

事業場の名称	横浜支店
役職	横浜支店長
氏名	横浜 次郎

所在地	横浜市中区住吉町〇丁目〇番地
法人名	株式会社 〇◇横浜運輸
代表者名	代表取締役 横浜太郎